

札幌市豊平館の管理に関する協定における新型コロナウイルス感染症拡大に関する 確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌市豊平館条例（昭和 33 年条例第 24 号。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 2 月 3 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及び一般財団法人北海道歴史文化財団（以下「乙」という。）が締結した札幌市豊平館の管理に関する協定（以下「協定」という。）第 26 条、第 38 条及び別表の規定に基づき、札幌市豊平館管理業務等仕様書（以下「業務仕様書」という。）に定める要求水準の取扱い及び令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 協定書により乙が管理する施設において、新型コロナウイルスに起因すると認められる収入の減少又は経費の増加があった場合には、これに相当するものとして、甲は乙に対し「金 819,976 円」を支払う。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 2 年 11 月 16 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
札幌市
代表者 市長 秋元 克広

(乙) 札幌市厚別区厚別町小野幌 50 番地 1
一般財団法人北海道歴史文化財団
代表者 代表理事 山田 享